



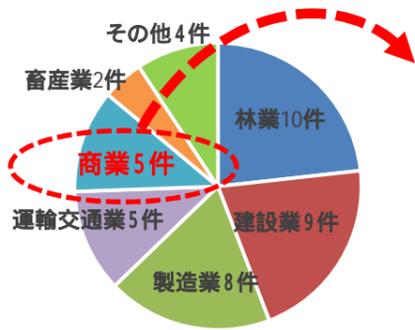
商業における労働災害を防ぎましょう

～ 宮崎労働局 ～



1. 商業における死亡災害が毎年発生しています！

業種別死亡災害発生件数



過去3年間（R3～R5）における商業の死亡災害一覧

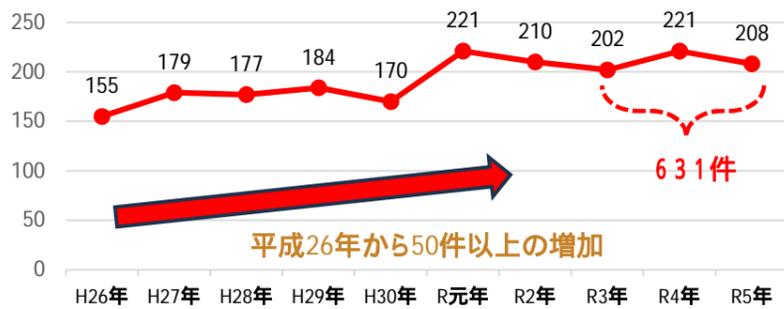
1	10トントラックの点検中、ジャッキが外れて下敷きとなった。
2	チェーンソーで立木を伐倒中、伐倒した木の下敷きになった。
3	ダンプの解体中、油圧シリンダーが破断し、顎下に直撃して死亡した。
4	原付バイクで新聞配達中、鹿と衝突して死亡した。
5	道路脇の自販機に商品を補充していたところ、自動車に激突された。

死亡災害は、林業や建設業で多く発生すると思われがちですが、実は商業においても毎年のように発生しています。特に、令和3年から令和5年の3年間においては、いずれも死亡災害が発生しており、発生件数は3年間で5件にのぼります。

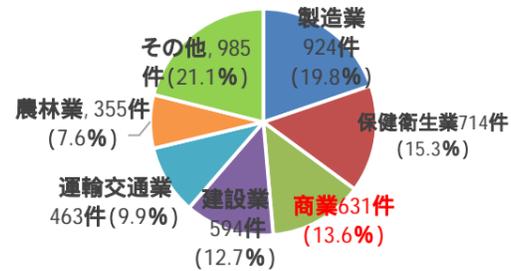
また、令和3年から令和5年の間に発生した死亡災害の事故の型を見てみると、交通事故2件、はさまれ・巻き込まれ1件、激突され1件、飛来・落下1件と、様々な死亡災害が発生していることがわかります。第三次産業は、事業内容が様々であり、幅広い働き方があることに関係していると考えられます。

2. 県内における商業の労働災害が増加傾向にあります

県内の商業における労働災害件数の推移



過去3年間（R3～R5）の業種別災害発生件数



県内における商業（小売業、卸売業、新聞販売業など）の労働災害発生件数を見ると、近年の商業は労働災害発生件数が200件前後で推移しており、平成26年と比較すると10年間で50件以上増加したことがわかります。この50件の増加は、率にしておよそ32%の増加となります。

また、過去3年間の業種別災害発生件数を見ると、商業は製造業や保健衛生業に次ぐ「ワースト3位（631件、全体の13.6%）」となっていることや、グラフの「その他」には教育研究業、接客娯楽業などの第三次産業が含まれていることから、近年は第三次産業による労働災害が大幅に増加していることがわかります。

宮崎労働局では、災害統計関係資料を公開しています

労働局HPを今すぐcheck!



宮崎労働局HP QRコードはこちら

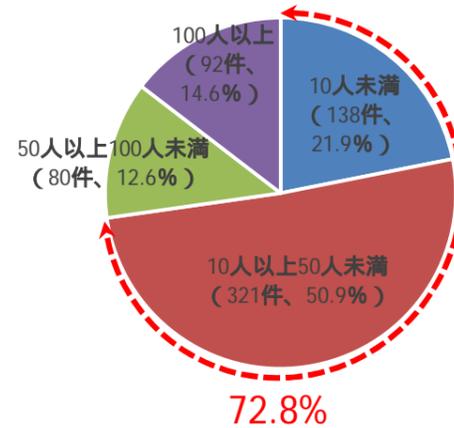


宮崎労働局 災害統計

検索

3. 50人未満の事業場における労働災害が商業全体の7割を占めています

商業 規模別労働災害発生件数 (R3～R5発生分)



過去3年間（R3からR5年）に発生した商業における労働災害について、事業場の規模別に分析したところ、50人未満の事業場が全体の72.8%を占めていました。

商業における50名未満の事業場においては、法律上必ずしも安全衛生推進者等の選任が義務付けられておらず（例えば、デパートなどの「各種商品小売業」には安全衛生推進者の選任義務がありますが、それ以外の「小売業」には選任義務がありません）、安全管理体制が未整備の事業場が多いと考えられます。

今後は、安全推進者に関するガイドラインに基づく「安全推進者」の選任など、安全管理を担う担当者を配置し、事業場の実情に応じた安全管理体制を構築する必要があります。

【早見表の記載について】

◎：選任義務あり ○：指導対象 ×：選任義務なし

特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

安全管理者等選任 早見表	特定の業種		特定の業種以外 小売業(各種商品小売業を除く) 卸売業、社会福祉施設、飲食店など	
	常時50名以上	10名～49名	常時50名以上	10名～49名
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

法律（労働安全衛生法）による義務

ガイドラインによる選任勧奨



安全推進者を選任していますか？

なぜ「安全推進者」の選任が必要なのか？

前記のとおり、県内の第三次産業による労働災害は、保健衛生業や商業を中心として近年増加傾向にあります。

このような第三次産業は、衛生管理者または衛生推進者の選任が義務付けられていますが、安全管理者など安全面における管理者の選任が義務付けられていないことから、この間隙を埋めるためにガイドラインで選任を勧奨しています。

前記のとおり、商業では50人未満の事業場における労働災害が多発している傾向にあるため、適切に安全推進者を選任し、安全推進者に基本的な安全管理を担わせる必要があります。

【安全推進者に関するガイドラインは「職場のあんぜんサイト」で確認することができます】

職場のあんぜんサイト

QRコードはこちら

安全推進者に関する関係通達・ガイドラインは、「職場のあんぜんサイト」にて公開しています。

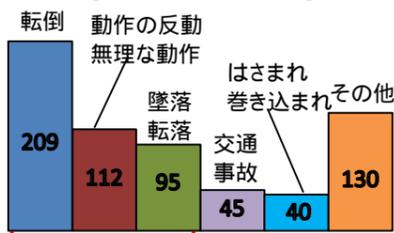
職場のあんぜんサイトは「職場の安全を応援する情報発信サイト」として、災害事例の紹介、動画教材の提供、リスクアセスメントツールの提供など、安全衛生対策における様々な情報を発信しています。



3. 転倒災害、腰痛災害、墜落・転落災害が多発しています

商業における事故の型別災害発生件数

(R3～R5発生分)



商業における3大災害

県内の商業の労働災害における事故の型を分析したところ、上位5類型は「転倒（209件、33.1%）」、「腰痛災害を主とする「動作の反動、無理な動作（112件、17.7%）」、「墜落・転落（95件、15.1%）」、「交通事故（45件、7.1%）」、「はさまれ、巻き込まれ（40件、6.3%）」となっています。

特に、**転倒災害、腰痛災害、墜落・転落災害は、商業における3大災害**であることから、それぞれの災害の特徴を把握し、適切な対策を取ることが必要です。

厚生労働省公式マスコットキャラクター「チューイカン吉」によるミニ解説はこちら

チューイカン吉によるミニ解説

○転倒災害は**ハード面とソフト面の両立**がポイントです。ハード面の対策は、滑り・つまづきの少ない床面へ改修すること、ソフト面の対策は転倒リスクの見える化、ハザードマップを用いた安全教育などが有効です！

○腰痛災害では、**重量物を人力で運搬しない作業方法を検討**すること、人力で運搬する場合でも、**腰部に負担のかかりにくい作業方法の検討**や、腰部を保護する**サポーターの着用**が有効です！

○墜落・転落災害では、**脚立やはしごの正しい使用方法、保護帽の着用を徹底**することが有効です！特に脚立やはしごは便利な器具であるため、安易に使用しがちですが、使用方法を誤ると重大な災害に直結します。「1mは一命取る！」という意識付けが必要です。

【転倒災害におけるソフト面の対策について】

転倒災害は、業種、規模、労働者の年齢、性別を問わずどこでも発生する労働災害であり、**全業種を通じて最も多く発生している災害**です。令和5年に全国で発生した休業4日以上労働災害135,371件のうち、**36,058件（26.6%）が「転倒」、22,053件（16.3%）が「動作の反動・無理な動作」、20,758件（15.3%）が「墜落・転落」となっており、転倒災害が突出して多く発生していることが分かります。**

チューイカン吉も解説しているとおり、転倒災害は**ハード面の対策とソフト面の対策の両立**がポイントとなりますが、ハード面の対策は多額の設備投資を行う必要がある一方、ソフト面の対策は**工夫次第で低コストかつ早期に対応できるもの**もあります。

例えば...下記の「危険ステッカー」や「危険マーカー」は労働安全衛生コンサルタント会のHPから入手でき、すぐに使用することができます。

【転倒リスクが潜んでいる場所にはステッカーを掲示して、コメントで注意喚起！】



【ハザードマップの作成例】



事業場の見取図に危険マーカーを表示して、ハザードマップを作成することができます。ハザードマップを作成して労働者のみなさまに周知し、安全意識を高めましょう！

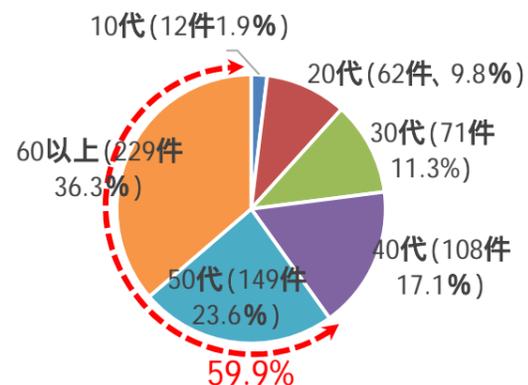
危険ステッカー・マーカーのダウンロードはこちら



【一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会HPより】

4. 50歳以上の労働者による労働災害が多発しています

商業における年齢別災害発生件数



商業における年齢別の労働災害発生状況を分析したところ、**50歳以上の労働者による労働災害が全体の59.9%**を占めていることが分かりました。前記のとおり、商業における転倒・腰痛災害が多発していることを踏まえると、高年齢労働者による転倒・腰痛災害の対策は、商業における喫緊の課題といえます。

高年齢労働者の労働災害防止対策については、毎年度「**エイジフレンドリー補助金**」（下記参照）を支給しておりますので、職場の安全対策にご活用ください。

5. エイジフレンドリー補助金をご活用ください

厚生労働省では、中小企業を対象とした「**エイジフレンドリー補助金**」を交付しています。この補助金は、高年齢者による労働災害の急増を受け、令和2年度に創設された補助金です。

令和7年度からは「**エイジフレンドリー総合対策コース**」が新設される予定となっています。申請事業場のニーズに応じた下記4コースが設定され、それぞれ補助の上限額と補助率が定められています。

令和7年度 エイジフレンドリー補助金申請コース一覧				
	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	・専門家によるリスクアセスメントに要した費用 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費(機器等の導入・工事の施工等)	・労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した費用	・1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器等の購入・工事の施工等)	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	4/5	3/4	1/2	3/4
上限額	100万円			30万円

【実際の導入事例の紹介】（千葉労働局公表分）

【空調服の導入】



【ハンドリフトの導入】



【アシストスーツの導入】



QRコードはこちら



【エイジフレンドリー補助金申請先】 **令和7年度については、HPの更新をお待ちください。**
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」